

宮城県公報

行 宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一
 - 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 一
 - 道路の区域変更 (三件) (道路課) 二
 - 道路の供用開始 (四件) (同) 三
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (観光課) 三
 - 企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する管理規程の一部を改正する管理規程 四
 - 教育委員会定例会の開催 四
 - 教育委員会 収用委員会 四
 - 県道女川牡鹿線飯子浜2号事件裁決手続開始決定 五
 - 県道石巻鮎川線給分浜3号事件公示送達 五
- 宮城県告示第五百八十一号
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

告 示

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五三一一〇一九	児童発達支援事業所 こころん 遠田郡美里町青生字 新鳴瀬二十番地	児童発達支援	一般社団法人 こころん	令和二年七月 一日

○宮城県告示第五百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇八〇〇四九	医療法人社団良仁会 ブライム居宅介護事業所 角田市角田字柳町三 十五番地一	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	医療法人社団 良仁会	令和二年五月 三十一日
○四一一五〇〇一六八	福祉施設百才館ヘル パーステーション いらく 大崎市三本木字大豆 坂二四番地三	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人 永楽会	令和二年六月 三十日
○四一二七〇〇四八六	生活介護ふわり 黒川郡大和町吉田字 上童子沢二一	生活介護	社会福祉法人 宮城県社会福 祉協議会	令和二年六月 三十日

○宮城県告示第五百八十三号

県営七ヶ宿東部地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第十八項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第十八項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県

知事に審査請求をすることができる。
令和二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年七月七日から令和二年八月六日まで

三 縦覧場所

七ヶ宿町役場

○宮城県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年七月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間				変更の前後		備考
石巻市雄勝町水浜字小浜七六番二地 先から 同市雄勝町雄勝字味噌作一〇番一 地先まで				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	上記A、B、 C、D及びE は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。
後C	B	A	前	A	B	
一〇・〇 五二・九	七・〇 一八・三	一〇・五 七〇・〇	一〇・五 七〇・〇	五・五 七四・〇	一〇・五 七〇・〇	
六五四・〇	三九五・二	三、〇四二・〇	三、〇四二・〇	三、三九四・〇	三、三九四・〇	

E		八・〇 三四・三	一四九・五
---	--	-------------	-------

○宮城県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年七月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 石巻雄勝線

三 道路の区域

変更の区間			変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市雄勝町雄勝字原三二番三地从先から 同市雄勝町雄勝字味噌作七九番一地从先まで			後	前	三・六 二六・九	一、九八二・五
後	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	六・七 二七・七	一、九八二・五	

○宮城県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年七月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 釜谷大須雄勝線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-------	-----------------	-----------------

石巻市釜谷字葦島五番一地从先から 同市釜谷字新町裏七五番一地从先まで	
前	後
八・〇 一四・一	一〇・〇 一五・四
五四三・〇	五四三・〇

○宮城県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年七月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市雄勝町雄勝字船戸神明一四一番一地从先から 同市雄勝町雄勝字味噌作一〇番一地从先まで	令和二年七月七日

○宮城県告示第五百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年七月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻雄勝線	石巻市雄勝町雄勝字原三三番三地从先から 同市雄勝町雄勝字味噌作七九番一地从先まで	令和二年七月七日

○宮城県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年七月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻雄勝線	石巻市真野字小山九七番地先から 同市真野字小山五六番七地先まで	令和二年七月七日

○宮城県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年七月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	釜谷大須雄勝線	石巻市釜谷字葦島五番一地从先から 同市釜谷字新町裏七五番一地从先まで	令和二年七月七日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年七月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和二年度仙台・松島復興観光拠点都市圏事業委託業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 経済商工観光部観光課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和二年四月二十七日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社インアウトバウンド仙台・松島 仙台市青葉区中央二丁目十番一号
- 五 契約金額 五千三百三十四万七千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第二号該当

企業局

○宮城県企業局管理規程第十四号
企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年七月七日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する管理規程の一部を改正する管理規程（平成十七年宮城県企業局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

附則

この管理規程は、令和二年七月七日から施行する。

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和二年七月七日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日 時 令和二年七月十三日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 宮城県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改

正について

第三号議案 第三期県立高校将来構想第一次実施計画について

第四号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について

第五号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

第六号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第24号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和2年7月7日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称

宮城県

2 事業の種類

県道女川牡鹿線改築工事（飯子浜工区・宮城県牡鹿郡女川町大石原浜字向地内から同町飯子浜字夏浜地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 宮城県牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜

地 番	地 目	地 積 (㎡)	収用しようとする

		公 簿		実 測		土地の面積 (㎡)
公 簿	現 況	公 簿	実 測	公 簿	実 測	
1 番24	山林	山林	5.536	5.536.99		960.64

4 土地所有者の氏名及び住所
別紙のとおり

(注) 別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年4月1日宮城県規則第45条）に規定する県の執務時間とする。

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和2年6月26日

○宮城県収用委員会告示第25号

県道石巻鮎川線給分派3号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、采局の上、その交付を受けてください。

令和2年7月7日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 送達すべき書類

令和2年7月1日付け宮収号外通知文

令和2年6月26日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 送達を受けるべき者

佐々木 徳藏 住所及び常居所不明 ただし、判明した最終の本籍地

北海道國後郡泊村大字東沸村字東沸79番地

佐々木 ひさよ 住所及び常居所不明 ただし、判明した最終の本籍地

北海道國後郡泊村大字東沸村字東沸79番地

佐々木 はるよ 住所及び常居所不明 ただし、判明した最終の本籍地

北海道國後郡泊村大字東沸村字東沸79番地